



～18歳からの「君ならどうする？」～
若年者のための消費生活サポート情報



第13号
2022. 5. 25

賃貸住宅等の 退去トラブルにご注意！

事例

4年居住した賃貸アパートを退去した。退去時の管理会社の立ち会いでは、退去費用は必要ないと言われたが、後日、カーペットが汚れていると言われ、全面張替え費用6万円を請求されて困っている。（20代女性）

請求書



©KANAGAWA2013

一言アドバイス



北海道消費者
教育PRキャラクター
「ちえ子さん」

- 修繕費用を請求された場合は内容をよく確認し、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参考に、納得できない点は貸主側に十分な説明を求め、費用負担について話し合みましょう。
- 契約の際は、契約書の内容、退去時の特約等を確認し、納得してから契約しましょう。
- 入退去時は、必ず貸主側と一緒に部屋の状況を確認し、確認した内容をメモに残したり、キズや汚れなど気になる点は写真を撮ったりするなど、証拠となる記録を残しておきましょう。

- サポート情報のバックナンバーはこちらから
～18歳から大人～若年消費者のための特設ページ
URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/youngindex.html>



困った時はひとりで悩まず相談しましょう！
北海道立消費生活センター 受付時間 平日／午前9時～午後4時30分

相談専用電話 ☎ 050-7505-0999

消費者ホットライン※ ☎ 188（「嫌や！」泣き寝入り）

※全国共通の電話番号。お住まいの市町村など、近くの消費生活相談窓口をご案内します。

北海道消費者
教育PRキャラクター
「かしこしか」

